

「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」第五の（１０）の規定により県が定める農薬について

（平成２２年７月１日制定）

（平成２５年７月５日一部改正）

（令和５年６月１３日一部改正）

1 趣旨

従来の化学合成農薬に代わるものとして、天然資材等（微生物や植物抽出物等）を利用した資材の開発が進められ、商品化されている。

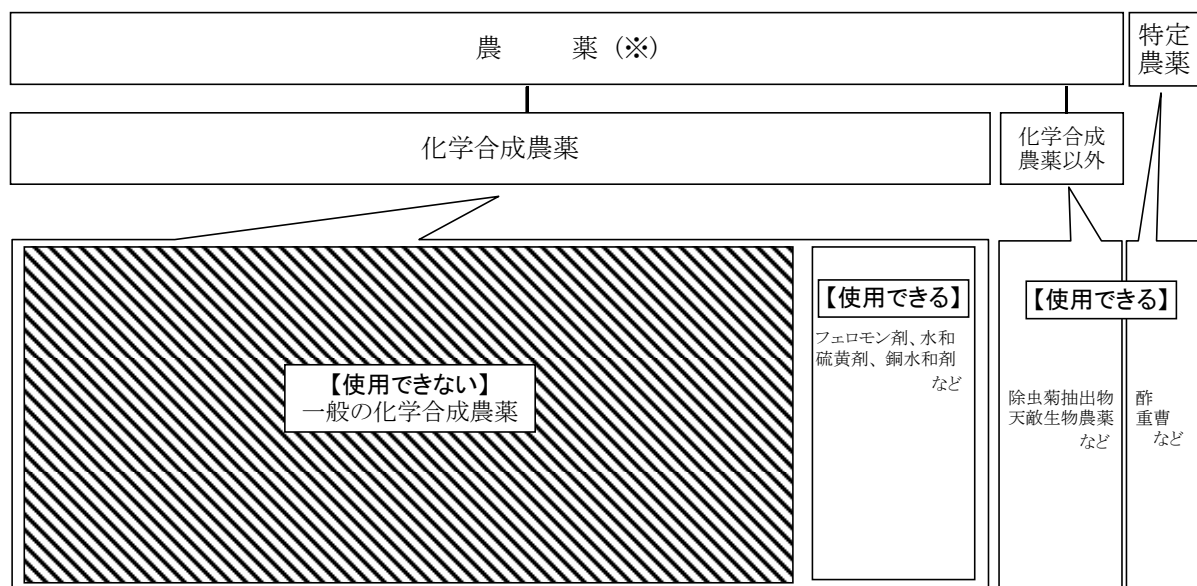
これら資材は、病虫害の防除等を目的に製造販売する場合は、「農薬取締法」に基づき、「農薬」として登録・販売されているが、その中には、有機農産物ＪＡＳ規格で使用が可能であり、環境への負荷をできるだけ低減した栽培方法を原則とする国の特別栽培農産物の基準においても節減対象（化学合成農薬の使用回数のカウント）から除外されるものがある。

そこで、ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱の第五の（１０）で規定する別に定めるものとして、使用できる農薬を次のとおり定義し、新設及び増設ゴルフ場での使用を認める。

2 定義

新設及び増設ゴルフ場で、使用できる農薬は、化学合成以外の農薬及び「日本農林規格等に関する法律施行令第２条第１項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和４年９月２８日財務省・農林水産省告示第３１号）」の一に掲げる農薬のうち、芝及び当該ゴルフ場に植栽されている樹木に農薬登録されているものとする。

参考 農薬の分類



※ 農薬は、農薬取締法に基づき、登録された農薬をいう。

「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」に基づき県が別に定める農薬制定の用語の定義については、国で定めている特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを準用する。

1 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義

(1)「農薬」

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。
なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。

(2)「化学合成農薬」

農薬のうち、有効成分が化学合成されたもの。

2 日本農林規格等に関する法律施行令第2条第1項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第31号）

一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第1項の主務大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（以下「化学農薬等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材並びに別表2に掲げる農薬のうち、化学的に合成されたもの。（以下 略）

3 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号） （最終改正 令和4年9月22日農林水産省告示第1473号）

別表2 農薬

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調 合 油 乳 剤	
マシン油エアゾル	
マ シ ン 油 乳 剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫 黄 く ん 煙 剤	
硫 黄 粉 剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅 水 和 剤	
銅 粉 剤	
硫 酸 銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生 石 灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展 着 剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。

二酸化炭素くん蒸 剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食 酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム 水溶剤	
炭酸カルシウム水 和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳 剤	
ミルベメクチン水 和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液 剤	
次亜塩素酸水	

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年八月三十一日政令第二百九十一号）

（規格の対象となる酒類の原材料の要件）

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物について、政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しない場合（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しない場合であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）「第二条第二項第一号」

（定義）

第二条の二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項（酒類にあつては、第一号ロに掲げる事項）についての基準及び当該事項に関する表示（名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。）の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

一 農林物資の次に掲げる事項

イ 品位、成分、性能その他の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。）

ロ 生産行程（酒類にあつては、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。）

ハ 流通行程